

県立高等学校等における日本語指導の体制づくりに関するQ&A

令和6年4月12日

群馬県教育委員会事務局高校教育課教科指導係

【はじめに】

日本語指導が必要な高校生が全国的に増加する中、日本語指導が必要な生徒の中途退学率や非正規就職率の高さが課題となっています。このような状況を踏まえ、令和5年4月から高校における日本語指導が制度化され、高校段階において日本語指導を必要とする生徒に対して「特別の教育課程」の編成による日本語の個別指導と単位認定が可能となりました。

多文化共生・共創を目標とする本県においても、日本語指導を必要とする生徒が県立高等学校等に多く在籍しており、当該生徒へのきめ細かな指導・支援の充実が喫緊の課題となっています。

群馬県教育委員会ではこのような状況を踏まえ、令和5年4月から「県立高等学校等における日本語指導の体制づくり事業」を開始し、日本語の指導や支援の実践を蓄積しながら、各校における日本語指導の体制づくりについて実践研究を行っています。

本Q&Aでは、県立高等学校等に日本語指導が必要な生徒が在籍している場合に求められる体制づくりや、授業その他の場面における日本語の指導や支援の方策等について記載しています。本Q&Aを参考にしつつ、各校の実態に合わせた「日本語指導の体制づくり」が円滑に進められることを期待しています。

なお、本Q&Aの作成に当たっては、東京学芸大学「高等学校における日本語指導体制整備事業（文部科学省委託）」の成果物である以下の資料を参考にしています。必要に応じて参照し、各校の取組に活用してください。

「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引」（以下、「手引」という。）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf

「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf

※ 「高等学校における日本語指導体制整備事業」成果物 掲載 URL

<https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/feature.html>

県立高等学校等における日本語指導の体制づくりに関するQ&A

【目次】

<日本語指導が必要な生徒の受入れについて>

- Q1 日本語指導が必要な生徒を受け入れるに当たって、どのような点に注意すればよいでしょうか。
- Q2 日本語指導が必要な生徒の把握をどのように行えばよいでしょうか。
- Q3 日本語指導が必要な生徒の学習歴やこれまでに受けた日本語指導の状況を把握するには、どのようにしたらよいでしょうか。
- Q4 日本語指導が必要な生徒を受け入れる場合、学校としてどのような体制を準備すればよいでしょうか。
- Q5 日本語指導を行うに当たり、校内の教職員の協力や理解を得るためには、どのような取組が考えられるでしょうか。

<日本語の指導・支援について>

- Q6 日本語の指導・支援にはどのような形態が考えられるでしょうか。
- Q7 入り込み指導・取り出し指導とはどのようなものなのでしょうか。
- Q8 日本語指導支援員は、どのように活用したらよいでしょうか。
- Q9 多言語通訳機は、どのように活用したらよいでしょうか。
- Q10 「特別の教育課程」とは、どのようなものなのでしょうか。
- Q11 個別の指導計画を作成する際には、どのような点に注意すればよいでしょうか。
- Q12 日本語指導のプログラムには、どのようなものが考えられるでしょうか。
- Q13 教科学習の支援では、どのような方法が考えられるでしょうか。

<外国人生徒等への支援について>

Q14 外国人生徒等への学校生活や社会生活の支援として、どのようなことが考えられるでしょうか。

Q15 外国人生徒等への進路指導やキャリア教育指導は、どのように進めていけばよいでしょうか。

Q16 日本語指導や外国人生徒等への支援に関して、外部機関とどのように連携していけばよいでしょうか。

県立高等学校等における日本語指導の体制づくりに関するQ&A

【日本語指導の体制づくりに関するQ&A】

<日本語指導が必要な生徒の受入れについて>

Q1 日本語指導が必要な生徒を受け入れるに当たって、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A まずは、対象生徒の状況把握が必要であると考えられます。まず、外国人等入学者選抜を経て入学する生徒が多いと思われませんが、それ以外の生徒であっても、入学者選抜における面接の様子や入学後に行う授業や面談などの状況から把握していくことが必要です。【→手引 p.38～39】

Q2 日本語指導が必要な生徒の把握をどのように行えばよいでしょうか。

A 把握を行うに当たっては、これまでの学習歴を確認し、生活言語レベルでの日本語能力だけでなく、学習言語レベルでの能力を把握し、対象生徒への支援内容を検討していく必要があります。把握の方法としては、文部科学省が開発したDLAの参照枠を用いる方法や、県教育委員会が作成した「日本語指導に係る個別の指導計画（様式例）」に示された実態把握シートを、学校の実態に合わせて活用する方法などが考えられます。【→ガイドライン p.16～19】

Q3 日本語指導が必要な生徒の学習歴やこれまでに受けた日本語指導の状況を把握するには、どのようにしたらよいでしょうか。

A 「生徒への支援が目的である」ことを明確にした上で、国籍や在留資格、外国での教育歴等についての情報を、本人や保護者、支援者等の協力を得ながら聞き取る方法が考えられます。また、中学校からの引継ぎも重要です。中学校において「特別の教育課程」による日本語指導や特別な支援を受けていた場合は、中学校で作成した「個別の指導計画」を確認するほか、入学前に中高で行う情報交換会等で、十分な情報共有を行うことが考えられます。【→手引 p.38～】

Q4 日本語指導が必要な生徒を受け入れる場合、学校としてどのような体制を準備すればよいでしょうか。

A 受入れに当たっては、校内で主として担当する分掌や委員会等の組織を明確化する

とともに、その組織と学年や担任、教科担当者等が連携する体制を整えることが必要です。具体的には、日本語指導コーディネーターや日本語指導担当教員を校内で定めていくことが必要です。そのほか、全ての教職員の理解や協力を得ながら、日本語指導や教科学習の支援を進めるほか、大学やNPO法人、企業等の外部機関と連携するなどして、校内における日本語指導の体制を整備していくことが考えられます。

県教育委員会では、必要とする学校に対して、「日本語指導支援員」の配置や「多言語通訳機」の貸与を行っています。その必要性や校内の指導・支援体制における位置付けを校内で十分に検討した上で、効果的に活用してください。【→手引 p.31～】

Q5 日本語指導を行うに当たり、校内の教職員の協力や理解を得るためには、どのような取組が考えられるでしょうか。

A 校内で日本語指導を進めるに当たっては、一人の担当者に任せるのではなく、日常的に多くの教職員が協働しながら取組を進めることが重要です。そのためには、全ての教職員が外国人生徒等の入学を学校の教育課題として認識し、多様性と包摂性を尊重した学校づくりを進めることが必要です。具体的には、校内で外国人生徒等に関する理解を図るための研修を実施することなどが考えられます。研修の内容としては、日本語指導や多文化共生に関する外部の専門家による講義を実施し、外国人生徒等の教育課題について教職員で共通の認識を形成したり、外国人生徒等に対する指導や支援の事例をもとに、自校の生徒の実態と比較しながら事例分析したりすることなどが考えられます。また、外国人生徒等から生徒の母語や文化について学ぶことで、教職員が新しい言語を学ぶ意味や価値について捉え直すきっかけとする取組も考えられます。【→手引 p.34～】

<日本語の指導・支援について>

Q6 日本語の指導・支援にはどのような形態が考えられるでしょうか。

A 主な形態として、①一斉指導（通常の教科・科目、学校設定教科・科目）、②入り込み指導、③取り出し授業（教科・科目、特別の教育課程）、④補習（特別の教育課程、教育課程外の補習）、⑤家庭学習などが挙げられます。①では、通常授業の中での支援のほか、日本語や文化的な内容を学校で独自に設定した学校設定教科・科目の実施も考えられます。また、必要な生徒には「特別の教育課程」による③や④の実施も考えられます。指導・支援に関わる担当教員、日本語指導支援員の状況等を考慮し、対象生徒が抱える課題に応じた実施形態を選択するとよいでしょう。【→手引 p.36～、ガイドライン p.14～】

Q7 入り込み指導・取り出し指導とはどのようなものでしょうか。

A 入り込み指導とは、通常の教科・科目の授業において、授業の担当者のほかに別の教員や日本語指導支援員がその授業に入り込み、対象生徒の傍らで支援を行う、チームティーチングの一形態として行うものを指します。生徒の困り感を把握しつつ、授業内容をやさしく言い換えたり、どこでつまづいているかを授業担当者と共有したりする支援が考えられます。

取り出し授業とは、通常の授業時間中に、対象生徒に対して別室で指導を行う形態です。例えば、在籍学級で行う通常の授業と同じ科目について、対象生徒の習熟度に応じて目標や内容を調整しながら授業を実施することが考えられます。この取組は、教科の習熟度別授業や多展開クラスの一つとして考えることもできます。さらに、対象生徒に特別の教育課程を設定している場合には、必修科目以外の科目に代えて、対象生徒向けに設定した日本語指導を行うための取り出し授業も考えられます。【→手引 p.37、ガイドライン p.31～】

Q8 日本語指導支援員は、どのように活用したらよいでしょうか。

A 「群馬県立高等学校等日本語指導支援員事務取扱要領」では、日本語指導支援員の業務内容として、(1) 授業における日本語指導補助、(2) 個別の指導における日本語指導補助、(3) 教職員研修における指導及び助言、(4) その他、校長及び県教育委員会が必要と認める業務と定めています。したがって、Q6で示した日本語指導・支援の形態のうち、②、③、④などにおいて、学校の教員と協働して支援をしてもらうことが考えられます。また、校内研修などにおいて、対象生徒の困り感や、授業における支援のポイントなどを学校の教職員と情報共有する取組なども有効と考えます。学校全体として組織的な支援体制・支援計画を整備するとともに、支援員と関係職員間での情報共有を密に行うことが大変重要です。支援員も学校職員の一員であることを踏まえ、全教職員が協働して取り組むことができる雰囲気作りを心掛けましょう。【→手引 p.36～】

Q9 多言語通訳機は、どのように活用したらよいでしょうか。

A 「群馬県立高等学校等における多言語通訳機の利用要領」では、その利用者を、県立高校等に配属された教職員又はその他の職員と定めています。授業担当の職員や日本語指導支援員が、授業や補習における支援を目的として積極的に活用することが期待されます。また、多言語通訳機等の利用用途として、日本語指導が必要な生徒本人だけでなく、当該生徒の保護者等に対する利用を含むものとしています。例えば、三者面談

における保護者への使用や、事務職員が学校生活に係る手続等を保護者に説明する際に活用することも考えられます。一方、対象生徒が日本語を主体的に学習できるよう配慮する観点から、多言語通訳機を対象生徒に貸し出すことは想定していません。上記の方法のほか、学校の特色や生徒の実態に合わせ、効果的な活用方法を検討してください。
【→手引 p.56～】

Q10 「特別の教育課程」とは、どのようなものでしょうか。

A 令和5年4月から、高等学校において「特別の教育課程」による日本語指導が導入され、教育課程に加える、又は、その一部に替える形で単位を認定することが認められるようになりました。ただし、特別の教育課程をもって替えることができない科目等があることにも注意が必要です。替えることができないのは、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、普通科以外で全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、専門学科で全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科の「産業社会と人間」、及び特別活動です。

特別の教育課程の実施を行うかどうかは、生徒の日本語能力等を多面的に把握・評価し、本人の希望だけでなく、保護者の理解と協力を得た上で、在籍校の校長が判断することになります。

特別の教育課程による日本語指導は、高校の教員免許を有する者が担当する必要があります。日本語指導の知識や経験を有する教員が担当することが望ましいですが、特定の教科の免許状を有する必要はありません。また、日本語指導支援員と十分に協働することで、その効果が高まることが考えられます。

実施形態については、Q6や「手引」等を参考にして、学校や対象生徒の実態に合わせて決定するのが良いでしょう。【→手引 p.14～】

Q11 個別の指導計画を作成する際には、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A 個別の指導計画に記載する内容については、県教育委員会が作成した「日本語指導に係る個別の指導計画（様式例）」や、「手引」p.48の様式案などを参考にして、学校や対象生徒の実態に合わせて作成します。作成に当たっては、中学校等でこれまで行われていた指導の内容を引き継ぐとともに、現在の習得状況などを踏まえて、定期的に見直すことも必要です。【→手引 p.46～、ガイドライン p.22～】

Q12 日本語指導のプログラムには、どのようなものが考えられるでしょうか。

A 「ガイドライン」では、4タイプの日本語プログラムを提案しています。その4つと

は、プログラム A「生活のための日本語」、プログラム B「日本語基礎」、プログラム C「技能別日本語」、プログラム D「日本語プロジェクト」です。プログラム A「生活のための日本語」では、生活面で必要な日本語を使った行動力を育みます。プログラム B「日本語基礎」では、日本語の文字や表記、語彙・文法などを学び、生活や教科の学習に活用できるようにします。また、プログラム C「技能別日本語」では、「聞く・話す・読む・書く」の4技能についてのタスク型の活動を通してその技能を高めます。プログラム D「日本語プロジェクト」では、社会問題などに対する課題解決を図るプロジェクト型の活動を通して総合力を育むことが考えられます。

対象生徒の実態に応じて設定した目標に合わせて、これらのプログラムを系統立てたり組み合わせたりしながら、日本語指導に関する個別の指導計画を立てていくと良いでしょう。【→ガイドライン p.22～、p.102～】

Q 1 3 教科学習の支援では、どのような方法が考えられるでしょうか。

A 通常の教科・科目における一斉授業では、教科担当教員や日本語指導支援員などによる、「やさしい日本語」や母語による支援等が考えられます。母語の支援が困難な場合でも、「やさしい日本語」を意識して授業を行うことは、対象生徒の理解を助けることはもちろん、他の生徒の本質的な理解につながる可能性もあり、授業改善の手立ての一つとして効果的であると考えられています。

また、取り出し授業や日本語指導に関する学校設定科目、特別の教育課程による指導においては、教科と日本語の統合学習や、学び直しの学習、教科の用語や表現の補習を行うことも考えられます。【→ガイドライン p.29～】

<外国人生徒等への支援について>

Q 1 4 外国人生徒等への学校生活や社会生活の支援として、どのようなことが考えられるでしょうか。

A 外国人生徒等の中には、日本では当たり前と考えられている社会のルールを理解できていない生徒もいる可能性があります。出身国のルールと、日本の学校でのルールの違いについて、保護者も含めて本人が正確に知っておく必要があります。そのためには、入学後の早い段階で、外国人生徒等向けのオリエンテーションを実施することが望ましいと思われます。また、困ったときに相談できる同級生や上級生、担任や支援員等とのつながりを作ることも大切であると考えられます。【→手引 p.51～】

Q15 外国人生徒等への進路指導やキャリア教育指導は、どのように進めていけばよいでしょうか。

A キャリア教育は、一人一人の生徒が高校卒業後に社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たすことができるように促すことを目的として実施します。外国人生徒等に対するキャリア教育は、本人や家庭の事情、在留資格等も踏まえ、将来どのような進路を目指しているのかを十分に把握した上で行う必要があります。また、キャリア教育を適切に行うことで、日本語の習得に対するモチベーションを高め、より効果的な日本語指導が期待されます。

外国人生徒等が在籍する学校のキャリア教育では、学校で既に行われている進路指導やキャリア教育に加えて、外国人生徒等に関わる視点を含めて推進することが求められます。例えば、外国人生徒等のキャリア実現の例を参考にして紹介したり、三者面談などにより保護者との緊密な連携をしたりすることなどが挙げられます。また、多文化共生に理解の深い企業と連携したインターンシップなどの取組も有効であると考えられます。【→手引 p.58～、ガイドライン p.48～】

Q16 日本語指導や外国人生徒等への支援に関して、外部機関とどのように連携していけばよいでしょうか。

A 学校とは異なる情報やスキルを有した外部機関と連携することで、外国人生徒等へのより効果的な支援を行うことが期待されます。外国人生徒等への学習や生活面の支援や多文化共生に関わる活動を行うNPO法人や地域ボランティア団体、地域の大学等と積極的に連携することは大変有効であると考えられます。県教育委員会や県の多文化共生担当部局、市町村の担当部局では、このような団体と連携した取組も進めています。学校で必要な支援を分析した上で、こういった機関に相談することは有効な方法です。連携する際には、こうした団体に全ての支援を任せるのではなく、学校がすべき指導と支援を受ける取組を明確にしておくことも重要です。【→手引 p.63～】